

# ひまわり

発行責任者：本田利峰 発行：令和4年3月31日

社会福祉法人  
南島原市社会福祉協議会

〒859-2121 長崎県南島原市有家町石田8番地46  
TEL0957-65-2888 FAX0957-82-0813  
メールアドレス msshakyo@minashimashakyo.or.jp



## 元気と笑顔「出会いに感謝！」

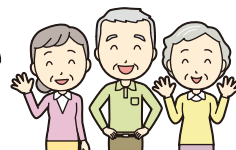
《生き活きしゅう会終了のお知らせ》

皆様に長い間ご愛顧頂いておりました介護予防自主活動立ち上げ支援事業「生き活きしゅう会」が令和4年3月をもちまして終了の運びとなりました。

これまでの沢山の出会いに感謝し、今後も皆様の健康と自主グループの継続を心より願っております。本当にありがとうございました。

令和4年4月からの自主グループ支援につきましては、赤い羽根共同募金事業により対応を検討しております。

不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。



生き活きしゅう会



今年度は感染予防対策により「生き活きしゅう会」の開催が思うようにできませんでした。皆様のご協力にスタッフ一同 心より感謝致します。



あいがとう  
ございました





令和4年度

# 「ボランティア活動保険」 改定のお知らせ

ボランティア受付



## 保険をお支払いする主な場合

### 「ケガの補償」

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。
- ボランティアに向かう途中、交通事故にあった。

### 「賠償責任の補償」

- ボランティア活動中、誤って他人の物を壊した。
- 自転車でボランティアに向かう途中、誤って他人にケガをさせた。など

## 対象となるボランティア活動

- グループの会則を貼り企画、立案された活動であること（グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。）
- 社会福祉協議会に届け出た活動であること。  
※活動のための学習会または会議などを含みます。



ボランティア活動保険

**\* 特定感染症重点プランを新設し、新型コロナウイルス感染症への補償を拡充します。**



従来の基本プランと天災・地震補償プランでは、補償開始日から10日以内に発病した特定感染症については補償の対象となりませんでした（4月1日付で前年度から継続して加入する場合を除く）が、特定感染症重点プランでは補償の対象となります。

**NEW 新設!!**

|               |                 |           | 基本プラン              | 天災・地震補償<br>プラン | 特定感染症重点<br>プラン |
|---------------|-----------------|-----------|--------------------|----------------|----------------|
| ケガの補償         | 死 亡 保 険 金       |           | 1,040万円            |                |                |
|               | 後遺障害保険金         |           | 1,040万円（限度額）       |                |                |
|               | 入院保険金日額         |           | 6,500円             |                |                |
|               | 手 術<br>保 険 金    | 入院中の手術    | 65,000円            |                |                |
|               |                 | 外 来 の 手 術 | 32,500円            |                |                |
|               | 通院保険金日額         |           | 4,000円             |                |                |
|               | 特 定 感 染 症       |           | 補償開始日から10日以内は補償対象外 |                | 初日から補償         |
| 地震・噴火・津波によるケガ |                 | ×         | ○                  | ○              |                |
| 賠償の補償         | 賠償責任保険金（対人・対物通） |           | 5億円（限度額）           |                |                |
| 年 間 保 険 料     |                 |           | 350円               | 500円           | 550円           |

※令和4年度の詳細につきましては、令和4年度版各種パンフレット、または「ふくしの保険ホームページ」にてご確認ください。



**ご注意ください!**

**ゆうちょ銀行の料金新設・改定について**

※現金で払込みされる場合



1件ごとに**110円加算**

※通帳・キャッシュカードで支払い

**※今後の振込手数料は、ご加入者様負担となります。**

令和4年1月17日より、ゆうちょ銀行からの払込み時の料金が改定されます。これによって、現金（証券・小切手・証書等を含む）で払込みされる場合、払込みされるお客様（振込人）に対して1件ごとに110円の料金が加算されますので、ご注意ください。

**お問合せ 最寄りの南島原市社会福祉協議会各支所へ**



# 寄付

※皆さまから寄せられました寄付金は、各種福祉事業や地域福祉活動の推進のために活用させていただきます。

(令和3年12月1日～  
令和4年1月31日受付分)

## 香典返し

### 《加津佐支所》

山本 悦子 様 (愛宕・亡夫 克弘 様)  
福田みさ子 様 (道原・亡母 あけみ 様)

### 《南有馬支所》

本村 文雄 様 (浦田下町・亡父 善雄 様)  
石江 千代 様 (轟河・亡夫 博行 様)  
川口 悟 様 (原河・亡父 良隆 様)

### 《北有馬支所》

高木 由子 様 (三尺町・亡夫 健 様)

### 《西有家支所》

石橋 豊記 様 (砥石川・亡母 ツギヨ 様)

### 《有家支所》

山田 重幸 様 (堀之内・亡母 絹枝 様)

### 《布津支所》

下田 真二 様 (向木場・亡父 峯吉 様)  
平田 耕策 様 (平之坂・亡妻 スミコ 様)  
山崎 英雄 様 (新田・亡父 久利 様)  
永石 義久 様 (飯野・亡父 義人 様)  
山下 正道 様 (貝崎浜第二・亡父 昭 様)  
池田 英司 様 (野田第一・亡父 正俊 様)



皆様がお住まいの地域のために  
大切にに使わせて頂きます。  
ありがとうございました。

(4月・5月)

## 心配ごと相談

相談無料・秘密厳守



| 町名  | 4月     | 5月     | 場 所                  | 時 間         |
|-----|--------|--------|----------------------|-------------|
| 加津佐 | 11・20日 | 10・20日 | 加津佐総合福祉センター 相談室      | 10:00～12:00 |
| 口之津 | 7・21日  | 12・19日 | 口之津老人福祉センター 会議室      | 10:00～12:00 |
| 南有馬 | 6・20日  | 11・25日 | 原城オアシスセンター 2階 情報交換室  | 10:00～12:00 |
| 北有馬 | 8・22日  | 13・27日 | 北有馬老人福祉センター 2階 生活相談室 | 10:00～12:00 |
| 西有家 | 6・20日  | 11・18日 | 西有家老人福祉センター 2階       | 10:00～12:00 |
| 有 家 | 11・25日 | 9・23日  | 有家老人福祉センター 2階        | 10:00～12:00 |
| 布 津 | 6・20日  | 11・25日 | 布津福祉センター湯楽里 2階 会議室   | 10:00～12:00 |
| 深 江 | 6・20日  | 11・25日 | 深江ふれあいの家 会議室         | 10:00～12:00 |

## 無料法律相談

社会福祉協議会では、市民の皆さんの法律に関する心配ごと(家庭・不動産・損害賠償・金銭トラブル)の解決を図るため、弁護士を招いて相談所を開設します。

日 時: 4月21日(木) 13:30～17:00

場 所: 原城オアシスセンター ?

定 数: 先着7人(要予約)

弁護士: 弁護士法人

ALAW & GOOD LOOP

長崎オフィス 黒岩英一 先生

※4月1日(金)から予約を受付けます。

◎予約申込み・お問合せ先  
南島原市社会福祉協議会 地域福祉課  
☎0957-82-2791



社協からの  
お知らせ



## 車いすの貸出を おこなっています。

### 対象者・貸出条件

1. 南島原市内在住者(年齢性別不問)
  - ・在宅で寝たきり等の状態にある方
  - ・身体に障害がある方
  - ・突発的理由により一時的に必要となった方

※要介護度2以上の方は、介護保険制度の福祉用具貸与サービスを優先します。
2. 所定の申込書(借用書)により申し込んでください。
3. 社会福祉協議会へ受取りに来れる者(家族等可)
4. 貸与物品を第三者に貸してはならない。
5. 貸与物品に工作を施してはならない。
6. 借用中に貸与物品の破損、紛失、著しい汚れは弁償を命じる。

### 貸出期間

おおむね3ヶ月を限度とします。  
ただし、必要に応じて借用期間を延長することができます。

### 利 用 料

無料。ただし、以下の費用は借用者負担とします。

●貸与物品の弁償・修繕費用



【お問合せ】 最寄りの南島原市社会福祉協議会各支所へ





# 長崎県共同募金(南島原市支会)へのご寄付ありがとうございます。



あなたと私は、赤い羽根でつながっている。



「あの人」を支えたい。困ったときはお互いさまだから。  
その小さな思いが、街角から、ネットから、地域の住民から集まってくる。  
意志あるお金は「あの人」を支えるための力となる。  
募金をする人、活動をする人、支えられる人。  
みんな、赤い羽根でつながっているのですね。

意志あるお金、募金の手カラ。

赤い羽根共同募金



## 令和3年度募金実績額のご報告

赤い羽根共同募金

5,993,539円

歳末助け合い募金

75,464円



南島原市内の皆さまからお寄せいただいた共同募金の約75%が南島原市社協を通じて、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、市内の皆さまを対象とした様々な事業に活用されます。また約25%が長崎県内の福祉施設や福祉車両整備などに活用されます。ご協力ありがとうございました。  
(事業取組については、「はねっと」と検索してみてください。)

